

## 府議付議事案書

開催・令和 2年 8月19日

所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学	印
件 名	地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメントの実施について			
関 係	条例 規則	東大和市立図書館条例 東大和市立図書館運営規則	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項
事 項	部課 機関			
<p><b>1. 要 旨</b></p> <p>東大和市立図書館条例の一部改正については、令和3年第1回市議会定例会での議案提出に向けて準備を進めている。</p> <p>ここで、条例の一部改正の骨子がまとめたことから、東大和市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区館の開館時間及び休館日について</li> <li>・東大和市立図書館運営規則から東大和市立図書館条例に移行する事項について</li> <li>・指定管理者制度の導入に係る事項について</li> </ul> <p>(2) 意見提出期間</p> <p>令和2年9月7日（月）から令和2年10月6日（火）まで</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市立図書館条例の一部改正にあたり、市民の意見を聴取することができる。また、意見によっては条例に反映することができる。</p>				
<p><b>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月から令和2年3月 教育委員会（中央図書館）における地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討</li> <li>・令和2年4月から令和2年8月 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者選定基準等検討部会による審議（4／24、6／18、7／13、8／6）</li> </ul>				
<p><b>3. 留意事項（問題点等）</b></p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年9月 令和2年第4回市議会議員全員協議会にて説明 パブリックコメント実施</li> <li>・令和3年2月 令和3年第1回市議会定例会に議案提出</li> <li>・令和3年4月 指定管理者募集開始</li> <li>・令和4年4月 指定管理者による地区館の運営開始</li> </ul>				
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b></p> <p>府議終了後、パブリックコメントの実施に向けて、手続きを進めたい。</p>				
<p><b>5. 審議結果</b></p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。